

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

駒ヶ根市長 伊藤 祐三

市町村名 (市町村コード)	駒ヶ根市 (202100)		
地域名 (地域内農業集落名)	中沢地区 (吉瀬・永見山・菅沼・下割・中割・上割・中山・大曾倉・中曾倉・本曾倉・原・南入)		
協議の結果を取りまとめた年月日	中山	令和6年2月15日	(第1回)
	大曾倉	令和6年2月19日	(第1回)
	吉瀬	令和6年2月26日	(第1回)
	原	令和6年2月29日	(第1回)
	上割	令和6年3月5日	(第1回)
	中曾倉	令和6年3月7日	(第1回)
	永見山	令和6年3月11日	(第1回)
	本曾倉	令和6年3月13日	(第1回)
	下割	令和6年3月18日	(第1回)
	菅沼	令和6年3月21日	(第1回)
	中割	令和6年3月25日	(第1回)
	中沢地区	令和6年7月8日	(第1回)
	市内(規模拡大希望者等)	令和6年8月6日	(第1回)
	中沢地区	令和6年8月19日	(第2回)
	中沢地区	令和6年9月25日	(第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・担い手への集積・集約化は進んでいるが、分散圃場解消の取り組みが必要。
- ・後継者不足が懸念されるため、市内外からの新規参入の促進を図る。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・中沢地区は標高600mから1000mの山間地域にあり、地理的・気象的に農業に厳しい条件が多いことから、中沢地区一つの集落営農方式により、集落間の連携を強化し、地域ぐるみの営農活動を展開する。
- ・山間地の農地条件をふまえ、農地の条件によっては地域計画の対象外とすることも視野に入れゾーニングを行い、地域に合った環境整備を行う。
- ・特に転作田や自己保全農地を活用し、農業の生産拡大を進めると共に農産物の加工・販売の拡大により、農業所得の向上に取り組む。
- ・山間地の農地条件を活かした転作作物の選定により、地域に合った環境整備を行い、山間地農業の継続と、新たに農業への取り組みを目指す方へのサポートによる活性化を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	444 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	444 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・担い手を中心に農地バンクを通じて集積・集約化を進め、また、集積・集約化については農業委員会が中心となって調整する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・地域の中心となる担い手に集積・集約化する農地は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。担い手の経営意向や所有者の貸付意向時期に配慮しつつ、農業委員会が中心となって段階的に集約化を行う。
(3) 基盤整備事業への取組方針
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・専業農家、兼業農家を含めた担い手づくりを推進し、地域リーダーと後継者の育成に努める。 ・地域の特色を活かした農業経営を推進するため、定年退職者、Uターン・Iターン就農者等、新しい担い手を育成する重点作物を選定し、地区農業の活性化を進めます。 ・営農組合組織の活動や組織力を高め、新規就農者をはじめとした農業者が、農業に取り組みやすい環境と、サポート体制を整備する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地区営農組合を中心に、農業法人、認定農業者、中核的専業農家等、地区の担い手の連携により農地集積や農作業受委託による農地の有効利用、農作業の共同化、農業機械の共同利用など地域農業の振興と農用地の維持・継続に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・有害鳥獣による被害を防止するため、柵の設置と維持管理の実施や、猟友会との連携などにより有害鳥獣による農作物への被害防止に取り組む。
・農業の担い手不足が課題となる中、農作業負担の軽減を目指す手段として、スマート農業の活用による農作業の省力化を目指す。